

1. 沿革と年譜

1. 沿革

上智大学短期大学部（2012年4月より上智短期大学から名称変更）は、1973年（昭和48年）、学校法人上智学院秦野キャンパスに、上智大学の姉妹校として設立されました。

本学創立の源は、遠く東洋伝道の先駆者聖フランシスコ・ザビエルの宿願に基づいています。東洋にはじめてキリスト教を伝えた、ローマ・カトリック教会の修道会のひとつであるイエズス会の会員のひとりであるザビエルは、1549年（天文18年）に日本に上陸し、日本人の向学心を目のあたりにして都に大学を設立する計画をたてましたが、わずか2年余り（1549年～1551年）の滞日では、実現には至りませんでした。それから約360年を経た1906年（明治39年）、時のローマ教皇ピオ十世が、日本における大学設立の事業を、ザビエルの属したイエズス会に委託したことによって、その念願が実現の緒につきました。こうして、1911年（明治44年）財団法人上智学院が、イエズス会によって、イギリス人・フランス人・ドイツ人会員の派遣をもって創立されました。つづいて1913年（大正2年）、財団法人上智学院は、神と人間を尊ぶキリスト教ヒューマニズムを基底とし、永遠の真理を求めて人間形成に献身する、教員・職員・学生の共同体を教育理念とする、上智大学を設立しました。

1957年（昭和32年）には、社会の要請により、女子学生を迎え入れて、男女共学としました。それ以来、上智大学の女子教育への関心が高まると同時に、女子学生の卒業後の活躍ぶりが社会から高く評価されたことと相まって、1972年（昭和47年）、かねてから神奈川県秦野市に用意されていた校地に、イエズス会の会憲の精神に基づいて創立されている聖マリア修道女会の協力を得て、短期大学を設立することとなりました。ジェラルド・バリー師を初代学長に、上智短期大学は1973年（昭和48年）4月に開学し、2012年（平成24年）4月に学校名称を「上智大学短期大学部」に変更しました。

上智大学短期大学部は、校名「ソフィア」が表している「永遠の真理を知り、真の愛に生きる知恵」をもって、「他の人々のために生きたキリスト」を模範として、国籍や人種を超えて人類社会に貢献する人間形成を目指す、同じ建学精神を有しています。

2. 年譜

1911年	（明治44年）	財団法人上智学院設立。
1913年	（大正2年）	専門学校令による上智大学設立。
1928年	（昭和3年）	大学令による上智大学（文学部、商学部）開設。
1932年	（昭和7年）	専門部開設。
1948年	（昭和23年）	新制大学文学部、経済学部を開設。
1951年	（昭和26年）	私立学校法による学校法人上智学院設立。 新制大学院修士課程開設。
1955年	（昭和30年）	大学院に博士課程開設。（上智大学）
1957年	（昭和32年）	法学部増設。（上智大学）
1958年	（昭和33年）	神学部、外国語学部増設。（上智大学）
1962年	（昭和37年）	理工学部増設。（上智大学）
1964年	（昭和39年）	上智社会福祉専門学校を設立。
1973年	（昭和48年）	上智短期大学を設立。
1976年	（昭和51年）	大学院学則を改正し、博士前期・後期課程に変更。
1987年	（昭和62年）	比較文化学部増設。（上智大学）
2005年	（平成17年）	総合人間科学部増設。（上智大学）
2006年	（平成18年）	比較文化学部を改組し、国際教養学部を開設。（上智大学）
2008年	（平成20年）	理工学部を改組。（上智大学）
2011年	（平成23年）	学校法人聖母学園と法人合併。 総合人間科学部に看護学科を増設。（上智大学）
2012年	（平成24年）	上智大学短期大学部に名称変更。
2014年	（平成26年）	総合グローバル学部増設。（上智大学）
2016年	（平成28年）	学校法人栄光学園、学校法人六甲学院、学校法人広島学院、 学校法人泰星学園と法人合併。
2022年	（令和4年）	上智社会福祉専門学校閉校。

2. イエズス会

学校法人上智学院の設立母体であるイエズス会（Societas Jesu、英語名 Society of Jesus 略称 S. J.）は、日本にキリスト教を伝えた聖フランシスコ・ザビエル（1506－1552）らとともに聖イグナチオ・デ・ロヨラ（1491－1556）によって1540年に設立されました。現在全世界に約18,000人の会員を擁し、使徒的修道会として世界各地で800余校の中高校・大学及び研究、教会司牧、黙想指導、著述、出版をはじめとする様々な活動に携わり、現代世界に福音をもたらそうとつとめています。

聖イグナチオは、自分の受けた霊的体験を「霊操」という書物にまとめ、それを土台としてイエズス会を創立しましたが、「霊操」の中で次のような“原理と基礎”を述べています。

《もっとも大切な原理と基礎》

私たちの人生の目的は神と共に永遠にいきること
神は私たちを愛して、私たちに命を与えられた。
私たちが神の愛に応えるならば、神の命が限りなく私たちに流れ込む。

この世界の全てのものは神からの贈り物。
神がもっとよくわかるように、神をもっとよく愛しかえすように、
神がこの贈り物を私たちに示された。

だから、神の贈り物全てを、もし、それが人びとを愛する助けとなるなら、
私たちは大切に使う。
でも、神のどんな贈り物であれ、それが私たちの人生の中心となるなら、
それが神にとってかわり、私たちが目的にむかって成長するのを妨げる。

だから、毎日の生活において、神が創られた全ての贈り物を前にして、選ぶことができ、義務に拘束されていない限り、心の均衡を保たなければならない。
健康か病気か、裕福か貧乏か、成功か失敗か、長生きか早死にか、どちらかにこだわるべきではない。
なぜなら、全てのものが、神の内にある私たちの命にもっと深く応えるように私たちを呼び起こす力を秘めている。

私たちの唯一の望み、私たちの唯一の選びはこれであるべきだ。
私は求め、私は選ぶ。私の内にある神の命を深めるようよりよく導くものを。
（聖イグナチオ・デ・ロヨラの「霊操」から）

3. Campus Ministry

キャンパスミニストリーは、上智大学短期大学部の建学の精神であるキリスト教的な人間形成の理解と実践を目指して、学生や教職員が行うキャンパスでのカトリック活動をサポートします。

カトリック活動

キャンパスミニストリーは年間を通じて次のような活動を行っています。詳しくはキャンパスミニストリーのホームページを参照してください。

- ◎ 大学の行事（入学ミサ、卒業ミサ、先哲祭ミサ、クリスマス会など）
- ◎ 誕生ミサ
- ◎ 祈りの集い
- ◎ 聖書研究
- ◎ 講演会や黙想会の案内
- ◎ 宗教に対する質問や相談
- ◎ 宗教学、人間学関係の図書の貸出し

キャンパスミニストリーのオフィスは、4号館2階の4219室にあります。

また、誕生ミサの行われる「聖堂」は3号館3階に位置し、正面に雄大な富士山を眺望する美しい祈りの場です。

4. 上智大学短期大学部学則（抜粋）

制定	昭和48年4月1日	
改正	昭和54年4月1日	昭和55年4月1日
	昭和56年4月1日	昭和57年4月1日
	昭和58年4月1日	昭和59年4月1日
	昭和60年4月1日	昭和61年4月1日
	昭和62年4月1日	昭和63年4月1日
	平成元年4月1日	平成2年4月1日
	平成3年4月1日	平成4年4月1日
	平成8年4月1日	平成9年4月1日
	平成10年4月1日	平成11年4月1日
	平成12年4月1日	平成14年4月1日
	平成15年4月1日	平成16年4月1日
	平成17年4月1日	平成18年1月1日
	平成18年4月1日	平成19年1月1日
	平成19年4月1日	平成20年4月1日
	平成21年4月1日	平成22年4月1日
	平成23年4月1日	平成24年4月1日
	平成25年4月1日	平成26年4月1日
	平成27年4月1日	平成28年4月1日
	平成29年4月1日	平成30年4月1日
	平成31年4月1日	令和2年4月1日
	2021年（令和3年）4月1日	2023年（令和5年）4月1日
	2024年（令和6年）4月1日	2025年（令和7年）2月1日
	2025年（令和7年）4月1日	

第1章 総則

(設立)

第1条 上智大学短期大学部（以下「本学」という。）は、イエズス会の設立にかかり、その法的設置者は学校法人上智学院である。

(目的及び社会的使命)

第2条 本学は、カトリシズムの精神にのっとり、深く専門の学芸を教授研究し、全人間形成につとめ、職業又は實際生活に必要な能力を養成し、もって有能な社会の形成者を育成することを目的及び社会的使命とする。

2 英語科は、国際語である英語の高度な運用能力を身につけ、それを基盤として幅広い教養と柔軟かつ複眼的な判断力と思考力を持ち、異文化を理解し、多様化した現代社会において責任ある地球市民として活躍できる社会人基礎力を具えた人材を育成すると共に、自律した学修者を育て、高度な専門分野の基盤を築くことを目的及び社会的使命とする。

第2章 学科、学生定員、修業年限等

(学科、及び学生定員)

第3条 本学に次の学科をおく。

英語科

第4条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

学 科 名	入 学 定 員	総 定 員
英 語 科	250	500

(修業年限及び在学年限等)

第5条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。ただし、休学期間は含まない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、4月1日から9月20日までを春学期、9月21日から翌年3月31日までを秋学期とする。

2 削除

(休業日)

第8条 授業休業日は、次のとおりとする。ただし、第6号から第8号の授業休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 創立記念日 11月1日

(5) ザビエル祭 12月3日

(6) 春期休業日

(7) 夏期休業日

(8) 冬期休業日

2 学長は必要に応じ、前項各号以外の日を臨時に授業休業日とすることができる。

3 学長は必要に応じ、第1項各号に定める授業休業日を、授業日（補講日及び集中講義期間を含む）とすることができる。

第4章 入学、休学、退学等

(入学の時期)

第9条 本学の入学時期は、原則として学年のはじめとする。

(入学資格)

第10条 本学は、次の各号の一に該当するものにつき、選考の上入学を許可する。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を終了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 入学の許可は、学長が、これを決定する。

(入学の出願)

第11条 本学に入学しようとする者は、入学願書、出身高等学校の調査書又は検定試験合格証明書その他必要書類に、入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学手続)

第12条 入学を許可された者は、所定の様式による次の書類に入学納付金を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

(1) 保証人連署の誓約書

(2) 住民票記載事項証明書（外国人の場合は住民票の写し）

(3) 出身高等学校の卒業証明書

(4) その他必要書類

(保証人)

第13条 保証人は、日本国内に居住し、一家計を立てる成年者で、入学者の学費と一身上に関する一切の責任を負うことができる者で、原則として父母とする。ただし、日本国籍を有さない者については、国外に居住する者でも許可する。

（編入転入、再入学）

第14条 本学に編転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上許可することがある。

第15条 編転入学を許可された者の入学の手続は、第12条及び第13条の規定に準じ、かつ、前学校において修得した単位修得証明書を提出しなければならない。

第16条 本学を中途退学し、再び入学しようとする者については、別に定める。

（休学）

第17条 病気その他のやむを得ない事由で休学しようとする者は、その事由を詳記した所定の様式による休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。病気のために休学する者は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、1学期又は1学年を区分とし、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

3 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

第18条 休学中における授業料は、これを減額する。その基準については、別に定める。

（復学）

第19条 許可された休学期間が満了した場合は、復学となる。ただし、病気によって休学の許可を受けた者は、医師の診断書を添えた所定の復学届を提出しなければならない。

2 休学期間中に休学の事由がやみ、復学しようとする者は、所定の復学届を提出しなければならない。

（退学）

第20条 やむを得ない事由で退学しようとする者は、所定の様式による退学願を学生証とともに提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 退学を願い出る者は、その時期までの授業料等を完納しなければならない。

第21条 連続する2か年（ただし、休学期間を除く。）において修得した単位数が、24単位に満たない者は、学長が退学を決定する。

（除籍）

第22条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- （1）第5条に定める在学年限を超えた者
- （2）許可された休学の期間を超えて、なお修学できない者
- （3）授業料等の納付を怠り、督促しても、なお納付しない者
- （4）長期間にわたり行方不明の者

第5章 授業科目、履修方法等

（授業科目及び単位数）

第23条 授業科目は、英語科目、教養科目、基礎科目、専門科目とする。

2 学長は、前項に掲げる授業科目のほか、自由科目を開設することもある。ただし、卒業要件単位には算入されない。

3 前二項の授業科目の編成は別に定める。

第24条 前条の科目は、学長の定めるところにより、必修科目と選択科目とにわけらる。

2 必修科目及び選択科目の編成は別に定める。

第24条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

第25条 履修した科目の授業に出席し、授業に主体的に参加した者で、レポート、試験、その他多様な方法によって学修成果を測定し、当該授業により獲得できる能力を合格水準で身に付けた者には、その授業科目所定の単位を与える。

2 本学において開設する授業科目の単位数は、別に定める。

（単位の計算方法）

第26条 授業科目の単位数は、1単位履修に45時間の学修を要することを標準とし、次の基準によって授業時間に対応した単位数を計算する。

- （1）講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- （2）実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

- 2 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数は、前項に規定する基準を考慮し、その組み合わせに応じて本学が定めるものとする。
- 3 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。ただし、教育上特別に必要な場合には、これらの期間より短い期間において、授業を行うことができる。

（履修方法）

第27条 英語科目については、学長の定めるところにしたがい16単位を履修しなければならない。

第28条 教養科目については、学長の定めるところにしたがい14単位以上を履修しなければならない。

第29条 基礎科目と専門科目については、学長の定めるところにしたがい32単位以上を履修しなければならない。

（履修登録の上限）

第30条 単位修得に必要な学修時間を確保し、修学の質を維持するため、学期ごとに履修可能な単位数の上限を、1年次春学期は19単位まで、1年次秋学期以降は24単位までと定める。ただし、教育上特別に必要な場合にはこの上限を超える履修を認めることがある。

第31条 削除

（履修登録の期間）

第32条 履修しようとする科目は、毎学期所定の期間に登録しなければならない。

（試験）

第33条 試験は、定期試験及び臨時試験とし、定期試験は学期末に行う。

第34条 授業料等未納者は、試験を受けることができない。

（追試験）

第35条 病気その他やむを得ない事由で、定期試験を受けることができなかった者は、別に定める手続により追試験料を納付の上、追試験を受けることができる。

（再試験）

第36条 定期試験及び追試験において所定の成績に達しない者には、別に定める手続により再試験料を納付させ、再試験を行うことができる。

（学修の評価）

第37条 授業科目の成績評価は、上位よりA（100～90点）、B（89～80点）、C（79～70点）、D（69～60点）、F（59点以下）、P、Xの評語をもって表示し、A、B、C、D、Pを合格、F及びXを不合格とする。

2 前項に関わらず履修中止科目をW、認定科目をNと表示する。

3 前項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点（Grade Point Averageに相当するもの。以下「GPA」という。）を用いる。

4 前項に定めるGPAは、成績評価のうち、Aにつき4.0、Bにつき3.0、Cにつき2.0、Dにつき1.0、Fにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目（W、N、P、Xで表示された科目を除く）の総単位数で除して算出する。

（再履修）

第38条 各年次に配分された必修科目につき不合格となった者は、翌年次または翌学期において、これを再履修しなければならない。

2 前項の実施について、必要な事項は別に定める。

（他の短期大学又は大学等における授業科目の履修等）

第39条 本学が教育上有益と認めるときは、在学中に他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む）において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学において修得したものと認定することができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学前に他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む）において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学において修得したものと認定することができる。

3 前2項において、上智社会福祉専門学校において修得した単位を、本学において修得したものと認定することができる。

4 他の短期大学及び大学並びに上智社会福祉専門学校での履修及び修得した単位の認定については別に定める。

第6章 卒業及び学位

（卒業の要件）

第40条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、第27条から第29条までに定めるところにしたがい62単位以上を修得しなければならない。

（卒業）

第41条 本学に2年以上在学し、卒業に必要な所定の単位を修得した者については、学長が卒業を認定する。

（学位）

第42条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、短期大学士の学位を授与する。

2 学位に関する細目は、上智大学短期大学部学位規程の定めるところによる。

3 本学の学位授与方針は別に定める。

第7章 授業料、その他の費用

（授業料）

第43条 本学学生は、毎学年所定の納付金を所定の期日までに全納しなければならない。ただし、所定の手続きによって分納することができる。

第44条 本学の入学金、授業料等の金額は、別に定める。

第45条 入学後2か年を超えて在学する者の授業料等は、その在学する学年の標準年次の者と同額とする。

（納付した授業料等）

第46条 既納の諸納付金は、返還しない。

（学資金）

第47条 本学は、学資金を給与又は貸与し、若しくは授業料の一部を免除することがある。

2 奨学制度に関する事項は、別に定める。

第8章 教職員組織

第48条 本学に学長をおく。

2 学長は、本学の校務を統督する。

第49条 本学の学科に科長をおく。

2 科長は、学長を補佐し、当該学科の学務を処理する。

第50条 本学に教授、准教授、講師、助教及びその他の職員をおく。

2 教職員に関する規程は、別にこれを定める。

第9章 教授会

第51条 本学の学科に教授会をおく。

第52条 教授会は、教授、准教授、及び助教をもって組織する。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

（1）学生の入学及び卒業

（2）学位の授与

（3）前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学科の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第53条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生

第54条 本学は、本学に在学する者以外で、1科目又は数科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）の受け入れを許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生の受入許可及び単位の授与については、別に定める。

第55条 削除

第11章 賞罰

（表彰）

第56条 本学学生にして人物及び学業成績優秀と認められた者には学長が表彰する。

(罰則)

第57条 本学学生にしてその本分にもとる行為があったと認められるときは、その軽重にしたがい譴責、停学又は退学処分とする。

2 前項の処分は、学長が行う。

3 前二項に定めるもののほか、学生の処分に必要な事項は別に定める。

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長の決定により、退学させる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 第22条の規定にかかわらず学業成績不良又は身体虚弱で成業の見込みがないと認められた者

(3) 正当な理由がなく出席状況の極めて悪い者

(4) 教育、研究及びこれに附帯する機関等の1部又は全部につき、その業務遂行を妨害した者

(5) その他本学に在学させることが不適当と認められた者

第12章 附置施設及び附属機関

(諸機関の設置)

第59条 本学は、学生の個人及び集団の生活指導と課程外の教育とを重視し、そのための諸機関を設けることができる。

(図書館)

第60条 本学に図書館を設ける。

2 本学に設置する学科の規模に応じて、教育研究上必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料等を、前項の図書館を中心に系統的に備え、学術情報の提供に努める。

3 図書館に関して必要な事項は別に定める。

(健康管理)

第61条 本学は、学生の健康管理のために、健康管理室を設ける。

第62条 本学学生は、学年毎に健康診断を受けなければならない。

(学生寮)

第63条 削除

第13章 公開講座等

(公開講座等)

第64条 本学は、地域の文化向上、成人教育その他の研究のため公開講座及び講習会を開設することができる。

第14章 自己評価等

(自己評価等)

第65条 本学は、教育研究水準の向上を図り、第2条に掲げる目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について、自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の実施並びに方法については、別に定める。

(認証評価)

第66条 本学は、前条の措置に加え、学校教育法の定めるところにより、本学の教育研究等の総合的な研究について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第15章 ファカルティ・ディベロップメント

(ファカルティ・ディベロップメント)

第67条 本学は、教授法や授業運営などの改善や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得又は向上を組織的に支援するためにファカルティ・ディベロップメント活動を実施するものとする。

2 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施体制並びに方法については、別に定める。

第16章 雑則

第68条 本学則実施にあたり、必要ある場合は、別に細則を定めることができる。

附 則

本学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和54年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、昭和55年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、昭和56年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、昭和57年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、昭和58年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、昭和59年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、昭和60年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、昭和61年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、昭和62年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、昭和63年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成元年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成2年4月1日から改正、施行する。ただし、この改正前の教職課程履修者については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成3年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成4年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成5年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成6年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成7年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成8年4月1日から改正、施行する。

附 則

1 本学則は、平成9年4月1日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第39条の適用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成13年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成14年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成17年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、2006年（平成18年）1月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、2006年（平成18年）4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、2007年（平成19年）1月1日から改正、施行する。ただし、第8条、第50条、第52条、別表第1及び別表第2については、2007年（平成19年）4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、2008年（平成20年）4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、2009年（平成21年）4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、2010年（平成22年）4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、2011年（平成23年）4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、2012年（平成24年）4月1日から改正、施行する。ただし、2012年3月31日以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、授業料等納付金については、この学則の別表第2を適用する

附 則

本学則は、2013年（平成25年）4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、2014年（平成26年）4月1日から改正、施行する。

附 則

1 本学則は、2015年（平成27年）4月1日から改正、施行する。

2 第27条の規定は、2012年度以前の入学者には適用せず、学長の定めるところにしたがい14単位以上を履修しなければならない。

3 第28条の規定は、2012年度以前の入学者には適用せず、学長の定めるところにしたがい16単位以上を履修しなければならない。

附 則

本学則は、2016年（平成28年）4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、2017年（平成29年）4月1日から改正、施行する。

〔授業科目の編成を別に定めることに伴う別表第1の削除並びに別表第2の繰上げ〕

附 則

本学則は、2018年（平成30年）4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、2019年（平成31年）4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、2020年（令和2年）4月1日から改正、施行する。

附 則

1 本学則は、2021年（令和3年）4月1日から改正、施行する。

2 第29条の規定にかかわらず、基礎科目及び専門科目について2020年度以前の入学者が修得しなければならない単位数は、36単位以上とする。

3 第40条の規定にかかわらず、2020年度以前の入学者が本学を卒業するために修得しなければならない単位数は、66単位以上とする。

附 則

本学則は、2023年（令和5年）4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、2024年（令和6年）4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、2025年（令和7年）2月1日から改正、施行する。

附 則

（改正、施行期日）

- 1 本学則は、2025年（令和7年）4月1日から改正、施行する。
（経過措置）
- 2 英語科は、募集を2025（令和7）年度より停止し、本学に在籍する者が在籍しなくなるまでの間存続するものとする。
- 3 2025（令和7）年度の学生定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	2025（令和7）年度	
学 科 名	入 学 定 員	総 定 員
英 語 科	0	250

5. 上智大学短期大学部学生懲戒規程

制定 平成27年4月1日

（趣旨）

第1条 この規程は、上智大学短期大学部学則第57条第3項、第58条第1項に基づき、学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

（懲戒の対象）

第2条 懲戒の対象となり得る行為は、次の各号に定めるものとする。

- （1）法令に違反する行為
 - （2）社会的秩序を乱す行為
 - （3）ハラスメントに該当する行為
 - （4）情報倫理に反する行為
 - （5）定期試験等における不正行為
 - （6）論文等の作成における学問的倫理に反する行為
 - （7）学生及び教職員の正当な教育研究活動等を妨害する行為
 - （8）本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為
 - （9）その他学生の本分に反する行為
- 2 前項第3号に定める行為のうち、上智学院ハラスメント防止等に関する規程第2条第1号に該当する行為は、当該規程その他の関連規程を適用する。
- 3 本条第1項第5号に定める行為については、定期試験期間中の筆記試験における不正行為に関する処分規程を適用する。

（懲戒の内容）

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- （1）退学 学生としての身分を喪失させること
 - （2）停学 一定の期間又は期間を定めず学生の教育課程の履修及び課外活動等を禁止すること
 - （3）譴責 文書により注意を与え、将来を戒めること
- 2 前項第2号により停学に処した場合、当該停学の期間は修業年限に算入しないものとする。
- 3 学生は、第1項第2号又は第3号の処分が行われた場合は、反省文を学長に提出しなければならない。

（厳重注意）

第4条 前条の懲戒に相当しない場合であっても、科長は、学生の本分について反省を促すため、口頭により厳重注意を行うことができる。

(事実関係の調査)

第5条 科長は、所属する学生に懲戒の対象となり得る行為があったと認める場合には、速やかにその事実関係を確認し、報告書を学長に提出するものとする。

2 科長は、事実関係の調査に際し、調査の対象となる学生に対してその旨を告知し、口頭による弁明の機会を与えなければならない。学生が心身の故障その他の事由により、口頭による意見陳述ができないときは、文書によるものとする。ただし、当該学生が弁明を放棄したときはこの限りではない。

3 事実関係の調査においては、必要に応じて関係者等から事情を聞くことができる。

(学生懲戒委員会の設置)

第6条 学長は、前条の報告書を受領したときは、必要により速やかに学生懲戒委員会を設置し、懲戒の要否等を審議させるものとする。

2 学生懲戒委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 科長

(3) 事務センター長

(4) その他、学長が指名した教職員

3 学生懲戒委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 委員長は、学生懲戒委員会を招集し、その議長となる。

5 懲戒委員会には、第2項に定める委員のほか、委員長が必要と認める場合に、外部有識者を含む委員を加えることができる。

(学生懲戒委員会の審議)

第7条 学生懲戒委員会は、報告書等に基づき審議するものとし、必要があると認めるときは、当該学生及び関係者等から事情聴取を行い、又は資料等の提出を求めることができる。

(懲戒案の作成)

第8条 学生懲戒委員会は、当該事案について、懲戒の要否、懲戒の内容等の処分案（以下「処分等案」という。）を作成し、学長に提出しなければならない。

2 前項の処分等案には、懲戒処分の根拠となる事実の認定、懲戒処分の相当性に関する判断及び懲戒処分の量定に関する判断が含まれる。

(学生懲戒委員会の定足数等)

第9条 学生懲戒委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、前条第1項の処分等案を作成するにあたっては、出席委員の過半数の同意を必要とする。

(懲戒処分の決定)

第10条 学長は、学生懲戒委員会から提出された処分等案を参酌し、懲戒処分を決定するものとする。

2 学長は、停学に処した学生に対して、反省の程度及び就学意欲等を総合的に判断して、有期停学期間の変更又は無期停学の解除を行うことができる。

3 学長は、前2項の決定を行うにあたり、教授会の意見を徴するものとする。

4 学長は、第1項又は第2項の決定をした時は、速やかにその決定内容を科長に通知するものとする。

5 前項の通知を受けた科長は、通知について教授会に報告するものとする。

(懲戒処分の告知)

第11条 懲戒処分の告知は、学長が学生に対し、文書により行うものとする。

2 前項の告知文書は、処分内容及び処分の理由を記載したものとする。

3 懲戒処分については学籍原簿に記録し、学生番号を10日間学内に公示する。

(懲戒処分の効力)

第12条 懲戒処分の効力は、原則として前条の告知文書を学生に交付したときに生じるものとする。

2 懲戒処分の内容として特別に効力の発生日を決定している場合は、その決定を優先するものとする。

(異議申し立て)

第13条 懲戒処分の告知を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見があるときに限り、懲戒の発効日から起算して14日以内に、文書により学長に異議を申し立てることができる。

- 2 学長は、前項の異議申し立てがあったときは、学生懲戒委員会に付議するものとする。
- 3 学生懲戒委員会は、前項の異議申し立てについて審査し、その結果を学長に報告しなければならない。
- 4 異議を申し立てた学生は、文書により意見を述べ、資料を提供することができる。
- 5 学長は、第3項の報告を参酌し、異議申し立ての棄却又は懲戒処分を取り消し若しくは変更を決定するものとする。
- 6 学長は、前項の決定を行うにあたり、教授会の意見を徴するものとする。
- 7 学長は、第5項の決定を、異議を申し立てた学生に対し、文書により通知するとともに、科長に通知するものとする。
- 8 科長は、前項の通知に基づき、教授会に報告するものとする。

（学生の懲戒にかかる事務）

第14条 学生の懲戒にかかる事務は、短期大学部事務センターが行うものとする。

（規程の改廃）

第15条 この規程の改廃は、本学院の定める手続きにより行う。

附 則

この規程は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

6. 上智大学短期大学部におけるプライバシーポリシー（抜粋）

学校法人上智学院（以下「本学院」といいます。）は、上智大学短期大学部（以下「本学」といいます。）に在籍する学生、その保証人その他の個人情報について、以下のとおり適正かつ安全に取り扱います。

1. 個人情報の定義

「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める個人情報とし、特定の生存する個人が識別され又は識別され得る情報で、次に掲げるものを含みます。

- （1）当該個人に帰属する情報の他、当該個人に付与された番号、記号、その他の符号、画像若しくは音声等により当該個人を識別できる又は当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができるので、それによって識別できるもの
- （2）紙に記入若しくは印刷された情報の他、電子計算機、光学式処理装置等により処理又は保存されているもの

2. 利用目的

本学が収集し取り扱う個人情報は、次のとおり、本学の教育事業運営に必要な目的で利用します。

- | | |
|----|---|
| 学生 | <ol style="list-style-type: none"> （1）授業、定期試験、研究活動等の教育サービス等の提供 （2）学籍管理、履修管理、成績管理、学位授与等の学修支援 （3）学費その他の学生納付金の請求、又は当該納付金に関する案内 （4）課外活動、ボランティア活動、福利厚生、学生保険等の学生生活支援 （5）祖師谷国際交流会館の入寮手続、退寮手続、寮費の請求 （6）奨学金管理、奨学金の支給、奨学事業を行う学外団体に必要な情報の提供等、経済支援 （7）保健衛生管理・支援（健康診断、カウンセリング等） （8）進路指導、就職活動支援、進路・就職進路先情報管理 （9）短期留学プログラム等、国外の他大学等への留学に必要な手続きの実施 （10）学内施設設備（教室、図書館等）利用管理、保安管理 （11）各種証明書の発行 （12）入学式、学位授与式その他の式典の実施及びその案内 |
|----|---|

- (13) 上智大学短期大学部ソフィア後援会（父母会）及び上智大学短期大学部ソフィア会（同窓会）の運営支援に必要な業務
 - (14) 本学が行う各種調査・アンケートの実施及びそのデータ分析、公的機関その他の学外団体が行う各種調査・アンケートへの回答
 - (15) 寄付金等の募集案内
 - (16) 学生表彰
 - (17) 学生指導、学生懲戒等に必要な手続きの実施
 - (18) 学生への事務連絡、各種案内の送付・通知
 - (19) その他、前各号に付随する業務
- ※本学では学生への教育・指導をより適切に行うために、教育的配慮の必要性から保証人に対して学生の学業成績、出席状況等を開示することや、修学、履修状況等について相談を行う場合があります。特別な事情により、保証人への学業成績等を開示することに不都合がある場合は、事務センターにその旨を申し出てください。

卒業生	(1) 各種証明書の発行 (2) 本学が行う各種調査・アンケートの実施及びそのデータ分析、公的機関その他の学外団体が行う各種調査・アンケートへの回答 (3) 進路調査 (4) 寄付金等の募集案内 (5) 学内施設設備（図書館）の利用管理 (6) その他、前各号に付随する業務
保証人	(1) 学生への適切な教育・指導のため、修学・履修状況等について情報提供、本学からの相談 (2) 学費その他の学生納付金の請求、又は当該納付金に関する案内 (3) 祖師谷国際交流会館の入寮手続、退寮手続、寮費の請求 (4) 学生への奨学金の支給、奨学事業を行う学外団体に必要な情報の提供等、経済支援 (5) 寄付金等の募集案内 (6) その他、前各号に付随する業務
受験生・ 入学手続者	(1) 入学者選考・入学者選抜試験の実施 (2) 入学手続に必要な手続きの案内、資料の送付 (3) 入学前教育の実施、資料等の送付 (4) 本学が行う各種調査・アンケートの実施及びそのデータ分析、公的機関その他の学外団体が行う各種調査・アンケートへの回答 (5) その他、前各号に付随する業務
高校生・学外者 向けイベント 参加者	(1) 各種イベントの案内、資料の送付 (2) 各種イベントへの参加登録、事務連絡 (3) 各種イベントの実施・運営 (4) 各種イベントへの参加動向や問題点等を分析して、統計を取ること、またイベント内容の改善を図ること (5) その他、前各号に付随する業務
公開講座等の 受講生	(1) 受講手続 (2) 講座の実施・運営 (3) 受講料の請求 (4) その他、前各号に付随する業務
館友会員	(1) 入会手続き (2) 図書館及び図書の利用管理 (3) 事務連絡等

3. 第三者提供

本学は、本人から同意を得たとき、又は個人情報その他の法令等に定めがある場合を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。

4. 個人情報の提供及び受領時の記録等

個人情報を第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除き、以下、本項において同様とします。）に提供し、又は第三者から受領する場合は、個人情報保護法に従って、必要な事項について記録を作成し、保管いたします。

5. 個人情報の共同利用

本学は、学生支援、学生の福利厚生その他のサービス向上のため、下記のとおり、個人情報を共同利用する場合があります。

（1）株式会社ソフィアキャンパスサポート

① 共同利用する個人データの項目

学生の氏名
学生の住所
学生の学年、所属（学科）、学生番号
学生の性別
保証人の氏名
保証人の住所

② 共同利用者の範囲

株式会社ソフィアキャンパスサポート（※）

※「株式会社ソフィアキャンパスサポート」とは、学校法人上智学院100%出資の事業会社です。株式会社ソフィアキャンパスサポートは、学校法人上智学院が設置する学校の生徒、学生へのサービス向上を第一に、上智学院のよきパートナーとして、教育、研究、社会貢献活動を支援するとともに、事業展開から得られる収益を上智学院に還元し、「魅力ある学校」の創造に貢献することを企業理念としています。

③ 共同利用における利用目的

総合的な学生サービスにかかる各種制度、イベント等の情報提供、その他、学生の福利厚生の向上のため

④ 個人データの管理について責任を有する者の名称

学校法人上智学院（問合せ先：総務グループ 03-3238-3172）

（2）上智大学短期大学部ソフィア後援会

① 共同利用する個人データの項目

保証人の氏名
保証人の住所
保証人の連絡先
学生の氏名
学生の住所
学生の学年、所属（学科）、学生番号
学生の性別

② 共同利用者の範囲

上智大学短期大学部ソフィア後援会（※）

※「上智大学短期大学部ソフィア後援会」とは、1973年に、当時のイエズス会所属の先生方が給与から大学・短期大学（設立当時）に多くの寄付をしていたことを知った父母が、大学・短期大学を財政面から支援することを目的に設立された任意加入の団体です。会員の皆様からいただいた会費は短期大学部に寄付され、学生に対し物心両面から様々な支援が実現しています。懇親会は、会員同士、あるいは理事長、学長ほか学科の教員と直接交流する親睦の場となっています。上智大学短期大学部ソフィア後援会への入会を希望しない場合は、入会案内送付の目的以外には、共同利用されません。

③ 利用目的

上智大学短期大学部ソフィア後援会への入会案内送付、上智大学短期大学部ソフィア後援会（役員会、新入生ご父母歓迎会、総会、懇親会 等）開催、及びその案内状送付、その他後援会活動に必要な業務の実施

④ 個人データの管理について責任を有する者の名称

学校法人上智学院（問合せ先：短期大学部事務センター 0463-83-9331）

(3) 上智大学短期大学部ソフィア会

① 共同利用する個人データの項目

学生の氏名
学生の住所
学生の連絡先
学生の生年月日
学生の学年、所属（学科）、学生番号
学生の性別
入学年度、卒業年度
卒業後の進路

② 共同利用者の範囲

上智大学短期大学部ソフィア会（※）

※「上智大学短期大学部ソフィア会（以下、ソフィア会）とは、上智大学短期大学部在学生（準会員）、及び卒業生（正会員）で構成された同窓会組織です。任意団体で、「会員の相互親睦を厚くし、母校の発展のために貢献する」（会則第3条）という目的のもと、常に「会員にふさわしい、会員に開かれた組織にする」ために日々様々な活動に取り組んでいます。上智大学短期大学部の学生は入学と同時に準会員に、そして卒業すると正会員となります。

③ 利用目的

上智大学短期大学部ソフィア会への入会案内の送付、上智大学短期大学部ソフィア会からの通知（会報配送）、ルビー祝<卒後40年>、銀祝<卒後25年>の祝賀会案内状の送付、その他同窓会活動に必要な業務の実施

④ 個人データの管理について責任を有する者の名称

学校法人上智学院（問い合わせ先：事務センター 0463-83-9331）

6. 第三者への委託

個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、適正な委託先を選定するとともに個人情報保護に関する契約を委託先と取り交わし、委託先に対して必要かつ適切な監督を行います。

7. 個人情報保護のための安全管理措置

本学では、個人情報のセキュリティ対策の実施、アクセスの管理、個人情報の持出し制限その他の個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報・個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」といいます。）を講じます。

(1) 個人情報の取扱いに係る規程等の整備

個人情報の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、個人情報の取扱・管理方法、責任者・担当者及びその任務等について規程を定めています。また、個人情報を含む、情報資産の適切な保護のために、情報セキュリティにかかる規程を定めています。

(2) 技術的・物理的安全管理措置

個人情報を利用するにあたってのセキュリティ対策の実施（パソコンへのマルウェア対策ソフトの導入等）、個人情報へのアクセスの管理（利用権限者の限定、安全なパスワードの設定、電子メール及びシステムの動作記録、サーバールームへの入退室管理等）を実施します。

また、情報漏洩を防止するため、個人情報の持出しの制限（業務上必要ない場合の持ち出し禁止、記憶媒体の利用許可制・パスワード設定等）、個人情報を学外に送信する場合のルール設定・徹底を実施します。

（３）組織的安全管理措置

個人情報管理の責任者として、個人情報データベース等毎に、個人情報管理者を設定するとともに、本学における個人情報保護に関する主管部署を総務局総務グループとし、全学的な統括を行います。

また、個人情報の安全管理に関する教職員の責任と権限を明確に規定し法や取扱規程に違反している事実又はかかる違反の兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備します。

安全管理に関する内部規程・マニュアルを定め、それらを教職員に遵守させるとともに、その遵守の状況についての適切な監査を実施します。

（４）人的安全管理措置

教職員に対して個人情報の安全管理に関する定期的な教育研修を実施します。

8. 個人情報の開示・訂正・利用停止又は消去

本人から個人情報の内容の開示（個人データの第三者提供記録の開示を含みます。）・訂正・利用停止・消去又は第三者提供の停止の請求があった場合は、個人情報保護法に基づき適切・迅速に対応いたします。

請求にあたっての手續は、<https://www.jrc.sophia.ac.jp/uploads/2022/09/kojinjoho-seikyu.pdf>をご参照ください。

（2023年（令和5年）5月1日改訂（理事長交代に伴う代表者氏名の変更））

（全文は本学Webサイト（<https://www.sophia-sc.jp/info/privacy.html>）にて公開しています。）

上智大学短期大学部履修要覧

2025年度版

編集・発行	2025年（令和7年）4月1日発行 上智大学短期大学部 〒257-0005 神奈川県秦野市上大槻山王台999 Phone. 0463-83-9331 Fax. 0463-81-7809
印刷	富士オフセット（株）
